

## 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

これまで地方消費者行政の拡充及び強化については、地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金等により一定の前進が図られてきた。

しかしながら、地方公共団体においては、地方消費者行政に係る自主財源の確保が不十分であり、これによって消費生活相談員等の適切な配置が行えないことや消費者安全確保地域協議会が未設置になっている等、多くの課題が残されている。

また、インターネットの普及や高齢化の進展など社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化・多様化しており、本県においても、消費生活センターに寄せられる消費者問題に係る相談件数は増加傾向にある。中でも、昨年には、大学生を中心に600名を超える被害者を生んだ名義貸し被害事件が発生しており、地方消費者行政のさらなる充実・強化が求められているところである。

一方、国においては、平成30年度から新たに地方消費者行政強化交付金を創設したところであるが、その交付額は要望額に対して大幅に減額されている。国による財政支援が縮減すれば、消費生活相談体制の維持に支障を来すなど地方消費者行政の後退をもたらしかねない。

よって、国におかれては、地方公共団体における消費者行政の充実・強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

- 1 地方消費者行政に係る交付金の減額により、地方公共団体が実施する事業に支障が生じないように、平成30年度当初予算のうち予算措置されなかった要望額について補正予算で確保すること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金については、少なくとも平成29年度の水準を維持すること。
- 3 地方公共団体が消費生活相談情報を国に提供することや悪質業者に対する行政処分を行うことは、その地域の消費者のみならず、国の消費者行政の一端を担っているという点を踏まえ、地方公共団体の地方消費者行政に対する恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
財	務		大	臣			
消費者及び食品安全担当大臣							